1

外国在住の日本人が登記義務者として登記を申請する場合の委任状の要件【追Ⅱ319】 《添付書面(代理権限証書)》

アメリカ合衆国在住の日本人が登記義務者として登記を申請する場合、登記義務者本人が署名した委任状のほか、アメリカ合衆国の公証人の面前において右の者が行った自己の署名に関する宣誓口述を証する書面が添付されている場合には、登記官吏において、右の委任状及び宣誓口述書における署名につき、その同一性を確認し得る限り、当該登記の申請は受理してさしつかえない。

請は受理してさしつかえない。 (昭33.8.27、民事甲第1,738号民事局長心得通達・先例集追Ⅱ321頁、登研131号23頁、月報13巻10号35頁)

--登記関係先例要旨総覧 (株)テイハン発行

【当初検索】 1件該当 [指定先例] 昭33.8.27、第1,738号

🕆 今回は、「遺産分割協議書」です。